

恩田運動公園野球場夜間照明塔
劣化改修及びLED化事業
公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

宇部市

観光スポーツ文化部 スポーツ振興課

1 事業概要

- (1) 事業名 恩田運動公園野球場夜間照明塔劣化改修及びLED化事業
- (2) 事業期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 実施場所 宇部市恩田運動公園野球場（ユーパーールスタジアム）
宇部市恩田町四丁目1番4号
- (4) 提案上限額 459,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 事業内容

(1) 事業目的

恩田運動公園野球場は、平成10年の供用開始以来、大規模な大会や練習拠点として重要な役割を担ってきた。しかし、開設から28年が経過し、夜間照明塔基礎部でのクラック発生や結合部の腐食等、全体的な老朽化が進行しており、安全性の確保が喫緊の課題となっている。

また、既存のメタルハライドランプ及び高圧ナトリウムランプは、メーカーの生産終了に伴い今後の更新が困難な状況にある。

これらを踏まえ、施設の長寿命化を図るとともに、夜間利用の継続及び環境負荷の低減を目的に夜間照明塔の改修及び照明設備のLED化改修を実施するもの。

(2) 事業内容

事業内容は、次に掲げるほか、企画立案から施工完了までの効果的かつ効率的な業務の遂行に必要な業務をすべて含むものとする。

ア 本事業の施工に必要な物品の調達

イ 夜間照明塔改修前の各塔の劣化診断業務・設計業務

ウ 夜間照明器具のLED化に係る事前調査・設計業務

エ 既設夜間照明器具の撤去工事

オ 夜間照明器具・照明制御盤・分電盤の更新（LED化）工事
（照明制御盤・分電盤は既存設備の有効活用を含む）

カ 更新した夜間照明器具及び照明制御盤（以下、「更新設備」という）の試験

キ 夜間照明塔の改修・塗装の塗替え工事

ク 夜間照明塔の基礎の改修

ケ 本工事で更新した設備への電源供給及び配線接続のために必要な工事

※事業内容の詳細は、「恩田運動公園野球場照明塔改修及び照明LED化事業に関する要求水準書（別紙）」のとおりとする

(3) 事業のスケジュール (予定)

実施内容	実施期間
公募開始日、参加表明書受付、 プロポーザル質問受付	令和8年5月27日(水)
プロポーザル質問受付期限	令和8年6月2日(火)
プロポーザル質問書に関する回答	令和8年6月5日(金)までに回答
参加表明書提出期限	令和8年6月9日(火)
参加資格の審査決定通知	令和8年6月12日(金)
技術提案書等受付期間	令和8年6月15日(月)～令和8年6月26日(金)
プレゼンテーション審査	令和8年7月上旬(予定)
審査結果通知(優先交渉権者の選定)	令和8年7月上旬
仮契約締結	令和8年7月中旬
本契約締結	令和8年9月下旬
工事期間	令和9年3月31日まで

3 参加資格要件等について

(1) 参加資格者の要件

- ア 参加者は、次のすべての要件を満たす者とする。
- 本市との協議・調整に十分対応できる能力を有し、本事業を適正かつ円滑に遂行できる体制が整っていること。
 - 法人格を有する団体であること(個人での応募は不可とする)。
 - 共同事業体による応募も可とする。ただし、共同事業体にあっては、代表団体もしくは代表企業を定め、構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。また、優先交渉権者となった場合は、契約等諸手続きを行うとともに、本事業遂行の責任は構成員全員が本市に対し連帯責任を負うものとする。
 - 同一の応募者が複数の応募を行うことはできない。また、応募者は他の応募団体の構成員となることはできない。
 - 過去15年間に、国、地方公共団体、第三セクター等が発注したスポーツ施設(野球場、競技場等)における夜間照明設備の改修、更新またはLED化に関して以下のいずれかの業務に従事した実績を有すること。
 - ① 施工業務(元請、下請の別は問わない)
 - ② 設計または施工監理業務

③スポーツ施設（野球場、競技場等）において、照明設備の納入及び技術支援（機器選定・照度計算・調整等）を行った実績

なお、①について下請として従事した場合は、自身の担当範囲において技術的根拠に基づいた施工管理等を行っているものに限る。

（実績の確認方法）

本要件を満たすことを証明するため、上記業務の契約書等の写しを提出すること。ただし、契約書等で業務内容が確認できない場合、または提出が難しい場合は、当該業務における具体的な役割（施工範囲、設計範囲、技術支援内容等）が明記された施工体制台帳等の調書で代替してもよい。なお、本市が必要と判断した場合は、当該発注者へ実績内容の照会を行うものとする。

（共同企業体の場合）

構成員のいずれかが上記実績を有していればよい。ただし、実績を有する企業は、本事業の施工体制において、電気設備工事または照明設備の納入・技術調整といった主要な役割を担う計画であること

（2）参加資格者の制限

ア 次に掲げる者は、参加者となることはできない。

- a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- b 公募開始の日から契約締結日までの間において、宇部市建設工事等の請負契約にかかる指名停止措置要領による指名停止を受けている者。
- c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。
- d 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てをしている者、または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てをしている者。
- e 参加表明書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- f 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。
- g 法人税、事業税、地方税を滞納している者。

（3）参加に関する留意事項

a 費用負担

技術提案書等の作成、本プロポーザルの参加に要した経費は参加者の負担とする。

b 提出書類の取扱い及び著作権

提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、提出書類は返却しない。

c 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

d 本市からの提供資料

本市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用してはならない。

e 技術提案

1 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

f 複数の参加者の構成員になることの禁止

参加者の構成員は、他の参加者の構成員となることができない。

g 提出書類

提出書類については、後日参考資料を求めることがある。

h 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

4 プロポーザル参加表明について

本プロポーザル参加表明については、次のとおり申請書等を提出すること。

(1) 募集方法

ア プロポーザルの実施についての公募を市ウェブサイトで行い、提出書類（様式）及び実施要領等の掲載を併せて行う。

イ 実施要領等の内容

- a 恩田運動公園野球場夜間照明塔劣化改修及びLED化事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）
- b 恩田運動公園野球場夜間照明塔劣化改修及びLED化事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）

(2) 提出書類

ア 様式第1号 「参加表明書」及び次の添付資料を併せて提出すること。なお、添付資料には、各々の書類符号を記したインデックスを付け、提出すること。

a 様式第4号 企業情報

b 様式第5号 野球場夜間照明塔劣化改修及びLED化業務関係実績
（上記3（1）アeに示す資料を添付すること。）

c 様式第7号 共同事業体構成表（共同事業体を結成して応募する場合は提出）
様式第7-2号 共同事業体結成協定書兼委任状

d 商業登記簿謄本 現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたもの。

e 納税証明書 最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつ、事務所が複数ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出する。

(3) 提出部数 1部

(4) 提出期限 2 事業内容（3）事業のスケジュール（予定）のとおりに

(5) 提出方法 持参又は郵便（郵送の場合は、締切日に必着のこと。）

受付時間は午前9時から午後4時30分まで（土・日曜・祝日を除く）

- (6) 提出先 11 事務局
- (7) 申請内容に変更が生じた場合は、様式第1-2号「参加表明書変更届」及び変更した内容を証明できる書類（任意書式）を提出すること。なお、申請期限以降の提出書類の差替え、訂正及び再提出は原則として認めない。
- (8) 参加表明書提出後において、辞退する場合は、様式第2号「参加辞退届」を提出すること。

5 質問及び回答について

本プロポーザル参加表明書等に関する質問及び技術提案書等に関する質問を次のとおり受付ける。なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受付しない。

- (1) 提出書類 様式第3号「質問書」
- (2) 提出期限 2 事業内容（3）事業のスケジュール（予定）のとおり
- (3) 提出方法 電子メールのみ（送信を担当課（事務局）に必ず連絡すること。）
件名は、「質問書（恩田運動公園野球場夜間照明塔劣化改修及びLED化事業）」とし、上記の質問書を添付ファイルとして送信すること。
- (4) 提出先 11 事務局
- (5) 回答日 2 事業内容（3）事業のスケジュール（予定）のとおり
- (6) 回答方法 市ウェブサイトで公表する。

6 参加資格要件の審査及び結果の通知について

- (1) 審査方法 提出された資料により、参加資格者要件を審査する。
- (2) 審査結果の通知 2 事業内容（3）事業のスケジュール（予定）のとおり
- (3) 通知方法 電子メールアドレスに送信して通知するとともに正式な書面については、後日発送する。なお、参加資格者を満たしていないと判断された者は、通知日から起算して3日（土・日曜・祝日を除く）を経過するまでの期間において、その理由についての説明を求めることができる。

7 技術提案書等について

- (1) 作成要領
 - ア 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に定めるものとし、原則としてA4判の縦に横書きとする。なお、フォントはMS明朝12ポイントで統一すること。
 - イ A4判以外の資料等については、A4判サイズに折り込むこと。

- ウ 技術提案書は、提出以降の差替え及び再提出は認めない。
- エ 採用した技術提案書の著作権は、技術提案者に帰属するが、市は無条件でその使用権を持つ。
- オ 受理した書類は返却しない。
- カ 受理した技術提案内容及び実施方法については、原則、変更は認めない。ただし、現場の状況及び不測の事態によりこれによりがたい場合は、技術提案者と市で協議する。

(2) 提出資料

提出書類には、インデックスを付け、A4判の縦ファイルに綴じたものを提出すること。

ア 様式第6号 技術提案書

要求水準書に示す項目について提案すること。(独自の提案項目がある場合は併せて提案可とする。)

イ 設計費・工事費等の内訳がわかる明細書(任意様式)

各費用の積算が確認できる見積書。

(3) 提出部数 7部(正本1部 副本6部)

正本には記名・押印のこと。副本はコピー可とする。

(4) 提出期限 2 事業内容(3) 事業のスケジュール(予定)のとおり

(5) 提出方法 持参又は郵便(郵便の場合は、締切日に必着のこと。)

受付時間は午前9時から午後4時30分まで(土・日曜・祝日を除く)

(6) 辞退する場合 参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合、参加辞退届(様式第2号)を郵送(必着)または、持参により提出すること。

(7) 提出先 11 事務局

(8) 技術提案書等の配点(別紙、恩田運動公園野球場夜間照明塔劣化改修及びLED化事業プロポーザル審査要領による)

ア 地元企業の活用等(10点/100点)

- ・地元企業を積極的に活用し、その活用方法は適切であるか

イ 事業の進め方、体制(20点/100点)

- ・的確性、効率性、実現性の高い事業実施体制が確保され、事業に対する意欲が認められるか(配点 5点)
- ・市との連絡及び調整が速やかに行える体制となっているか(配点 5点)
- ・適切な事業計画となっているか(配点 5点)
- ・事業の効率化を図り、工期を短縮させる努力がなされているか(配点 5点)

- ウ 事業の提案額の妥当性及び経済性（5点/100点）
 - ・見積の記載内容に妥当性があり、提案額の低いこと
- エ 事業の実施規模（10点/100点）
 - ・提案内容のボリュームや費用対効果が最大化されているか
- オ 照明塔の劣化補修作業での工夫（15点/100点）
 - ・照明塔の経年劣化に応じた的確な補修・補強計画となっているか（配点 5点）
 - ・照明塔の改修作業時に発生する粉塵、ゴミ、工具の破片等の飛散を防ぐ安全な計画となっているか（配点 5点）
 - ・照明塔が建つ球場外周部において、大型重機（クレーン車等）の安全な配置計画や、近隣住民・周辺道路の通行者、観客席等の施設への影響（騒音・振動・通行規制）を最小限に抑える施工上の工夫がなされているか（配点 5点）
- カ LED照明灯導入による効果（15点/100点）
 - ・製品の設計寿命や、野球場特有の過酷な環境（耐風性、塩害等）に対応する強固な耐久性が確保されているか（配点 5点）
 - ・グレア抑制や光害対策が適切になされており、周辺環境や競技者への配慮がなされているか（配点 5点）
 - ・電気料金の削減効果及びCO2排出削減量が具体的な数値で示され、高い環境・経済的導入効果が期待できるか（配点 5点）
- キ 同種業務の経験・実績（10点/100点）
 - ・同種業務の施工実績が豊富であり、かつ難易度の高い工事を完遂した経験を有しているか
- ク 独自の工夫（15点/100点）
 - ・参加者の提案に独自性があり宇部市にとって有益か

8 優先交渉権者の選定について

契約の優先交渉権者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とし、恩田運動公園野球場夜間照明塔劣化改修及びLED化事業プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、本要領で定める技術提案書等を審査し、契約の優先交渉権者1者を選定する。

（1）審査方法

- ア 提案内容、経済性等を総合的に判断して、最も優れた提案を行った1者を優先交渉権者として選定、次点者として1者を選定する。
 - a 選定委員会において実施要領に基づき、プレゼンテーションを実施し審査する。
 - b 審査の順番は、原則として技術提案書の受付順とする。
 - c プレゼンテーションは、提出した技術提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で説明によるパソコン及びプロジェクターの使用は許可する。その場合、スクリーン及びプロジェクターは市が準備する。
 - d プレゼンテーションの開始日時、会場等詳細は後日連絡する。

(2) 審査項目

別紙、恩田運動公園野球場夜間照明塔劣化改修及びLED化事業プロポーザル審査要領のとおりとする。

(3) 審査結果の通知

2 事業内容 (3) 事業のスケジュール (予定) のとおり電子メールアドレスに送信して通知するとともに正式な書面については、後日発送する。なお、優先交渉権者として決定されなかった者は、通知日から起算して7日 (土・日曜・祝日を除く) を経過するまでの期間において、その理由の説明を書面 (任意様式) により求めることができる。また、決定した優先交渉権者については、市ウェブサイトで公表する。

9 契約の締結

市と優先交渉権者は提案された内容を基に協議を行い、合意を得た場合に正式な受注者として契約を締結する。

優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点者と協議を進めることとする。

10 その他

- (1) 必要に応じて、ヒアリングを実施することがある。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は、本事業の審査目的以外には使用しない。
- (4) 選定に関する審査内容及び経過等については公表せず、問い合わせ等は受け付けない。

11 事務局

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口 宇部市観光スポーツ文化部スポーツ振興課スポーツ振興係
所在地 宇部市常盤町一丁目7番1号 本庁舎3階
電話 0836-34-8628
F A X 0836-22-6083
電子メール sports@city.ube.yamaguchi.jp

様式一覧表

No.	様式番号	書類名
1	様式第 1 号	参加表明書
2	様式第 1-2 号	参加表明書変更届
3	様式第 2 号	参加辞退届
4	様式第 3 号	質問書
5	様式第 4 号	企業情報
6	様式第 5 号	野球場夜間照明塔劣化改修及びLED化業務関係実績
7	様式第 6 号	技術提案書「恩田運動公園野球場夜間照明塔劣化改修及びLED化事業」
8	様式第 7 号	共同事業体構成表
9	様式第 7-2 号	共同事業体結成協定書兼委任状